

1 適用

ヴァイサラ株式会社の本一般販売条件(以下、「本条件」という。)は、ヴァイサラ株式会社(以下、「ヴァイサラ」という。)からヴァイサラの顧客(以下、「顧客」という。)に対するハードウェアおよび/またはソフトウェア(以下、「本件製品」という。)の販売、供給および交換に適用されるものとする。但し、本件製品の販売、供給および交換が別途の合意(以下に定義。)の対象となる場合を除く。本条件に言及するヴァイサラの見積書またはその他のヴァイサラの文書に対して発注書、申出請求書または本件製品を購入するためのその他の文書を提出することにより、顧客は、(a) 本条件の完全な承諾、および (b) 当該販売取引に関連する顧客の文書に添付したいかなる条件も無効であり適用されないということを了解する。本条件は、両当事者が合意し、締結する別途の合意(以下、「合意」という。)をもって、書面により、差し替え、または改定することができる。かかる差し替えまたは改定がない限り、本件製品の販売、供給および交換は、本条件および当該販売取引の関連文書にのみ準拠するものとする。なお、本条件および当該販売取引の関連文書は併せて、本条件により、ヴァイサラと顧客の間の完全な契約(以下、「本契約」という。)を構成する。

許諾ソフトウェアの一般条件については、<http://www.vaisala.com/Vaisala%20Documents/Terms/DOC225649EN.pdf> における、ヴァイサラグループの一般ライセンス条件を参照されたい。

サービスの一般条件については、<http://www.vaisala.com/Vaisala%20Documents/Terms/DOC233429.pdf> を参照されたい。

ヴァイサラの Triton 製品に関する追加条件については、<https://www.skyserve.net/Skyservedev2/help/useragreement1.htm> を参照されたい。

2 相互の表明

各当事者は、(a) 自らが本条件に定める履行および義務を行う完全な権利、権能および権限を有していること、ならびに (b) 本契約に署名を行う代表者(該当する場合)が当該当事者を本条件の条件へ拘束させる完全な法的能力および権限を有していることを表明し、保証および約束する。

3 価格、支払い、納品および所有権留保

3.1 価格

見積価格には、あらゆる税金、関税および課徴金(その種類を問わない。)が含まれておらず、それらは、(場合に応じて)適用法に従い購入価格へ追加されるか、または顧客により該当する当局へ直接支払われるものとする。

3.2 支払い

支払条件は、ヴァイサラによる顧客の掛売申込書の受諾をもって、請求書の日から 30 日以内とする。但し、支払いがヴァイサラに対して、確認済みの撤回不能な文書化された掛売によりなされる場合はこの限りではない。支払期日以降に未払いの支払いがある場合、かかる支払期日から、未払額に対して年利 12%の利息が発生する。ヴァイサラは、利息を含め未払額が全額支払われるまで

の間、顧客に対するすべての納品を停止する権利を有する。

3.3 納品

納品条件は、インコタームズ 2010 に従い定められる。本件製品は、書面により別途明示的に合意がなされる場合またはヴァイサラの見積書もしくは発注確認書に記載される場合を除き、FCA (ヴァイサラ施設) (インコタームズ 2010) で引き渡されるものとする。

いかなる納品日および入荷予定日も予定にすぎない。ヴァイサラは、これら予定に間に合うよう努力はするものの、納品予定日に対するいかなる遅延に対しても責任を負わない。顧客は、ヴァイサラが、顧客による本件製品の受領日から 14 日以内に本件製品の不適合または納品遅延の訴えにつき裏付のある書面請求を受領した場合を除き、本件製品を受領したもののみなされる。

3.4 所有権留保

ヴァイサラは、支払遅延に対する利息を含めた全額支払いを受けるまでの間、本件製品の所有権を留保するものとする。

本件製品に対する全額支払いを受けるまでの間、またはヴァイサラの書面による事前承認がない限り、顧客は、(a) かかる本件製品がヴァイサラに帰属するものであるという表示を含め、かかる本件製品の保管および保護に必要なあらゆる措置を取るものとし、ヴァイサラに対してかかる措置を知らせるものとし、ヴァイサラに対して、本件製品が顧客のリスクおよび経費により検品および撤去を目的として保管される施設に対するアクセスを与えるものとし、また、(b) 本件製品の処理、統合、担保設定または転売を行わないことを約束する。

4 秘密保持

いずれの当事者も、他方当事者の書面同意なしで、第三者に対して、当該販売取引に関連する文書または本件製品の販売、供給もしくは交換に関連して提出される秘密情報の開示、移動、送信またはその他提供を行うことはできない。但し、本契約に基づきまたは法律もしくは政府規制に基づく(情報請求または召喚による)義務を履行する目的で、秘密情報を開示するよう義務付けられる場合はこの限りではない。本第 4 項の義務は、本契約の満了および終了後も 3 年間存続するものとする。

5 知的財産権

一方当事者のすべての商標、著作権、商号、特許、意匠、図面、技術データ、営業秘密および秘密情報として指定されたその他の情報は、当該当事者の単独財産である。

6 補償および責任制限

6.1 ヴァイサラによる知的財産権の補償

ヴァイサラは、顧客へ提供された本件製品がいずれかの第三者の著作権、特許もしくは商標を侵害する、営業秘密の不正流用を構成する、またはその他の知的財産権もしくは所有権を侵害するという請求に起因して第三者が提起した法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争において、顧客の被補償当事者(以下に定義。)が被るまたはそれに発生する一切の損害、損失、責任、費用および経費に対して、顧客ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員および代理人(以下、「顧客の被補

DOC233428-A

償当事者」と総称する。)のそれぞれを免責し、防御し、補償するものとする。顧客の被補償当事者は、遅滞なく、ヴァイサラに対して、かかる法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争について書面により通知するものとし、また、それらに関して和解またはいかなる自認も行っていない。ヴァイサラは、自らの経費により、法的措置、裁判、訴訟、仲裁または紛争を指揮する選択肢を与えられるものとし、また、それらを防御するために必要なあらゆる情報、承認および支援を受けるものとする。

前述の補償は、(a) 顧客の被補償当事者の過失行為もしくは意図的な不正行為に起因する場合の請求、損害、損失、責任、費用または経費、(b) 顧客による本件製品の修正もしくは顧客による本件製品とヴァイサラが提供していない何らかのハードウェア、ソフトウェアもしくは補修との組み合わせがなかったとすれば、かかる侵害、不正流用もしくは違反が発生しなかった場合、または (c) 顧客と同じグループ会社に所属するか、もしくは顧客の被補償当事者と何らかの関係を有するその他の事業体による請求に対しては適用されないものとする。

6.2 一般補償

各当事者は、一方当事者による本契約に基づく過失行為、またはヴァイサラが提供する本件製品 (かかる本件製品の潜在瑕疵を含む。) に起因する人の傷害、死亡または無形財産の損失もしくは損害に起因する、第三者による一切の請求、要求、裁判、法的措置または手続き (ならびにそれらから発生する費用、経費および責任) に対して、他方当事者ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員、コンサルタント、請負業者および代理人を免責し、防御し、補償するものとする。前述の補償は、かかる傷害、死亡、無形財産の損失または損害が、補償を求める当事者による故意の不正行為または重過失が全部または一部の原因となる場合には適用されないものとする。

6.3 責任制限

本契約のいかなる定めにかかわらず、または別途の定めにかかわらず、本契約に起因または関連する一切の損害、損失、責任、費用および経費 (以下、「損害等」という。) に係る、一方当事者の、他方当事者およびすべての被補償当事者に対する最大責任総額は、契約、不法行為またはその他のいずれによるかを問わず、顧客の被補償当事者が上記第 6.1 項に従い受ける権利を有する補償を除き、本契約に基づきヴァイサラに対して支払ったまたは支払うべき対価の総額を超えないものとする。

6.4 間接的な損害等の不存在

いずれの当事者も、一方当事者に発生した間接的、付随的、結果的、懲罰的、特別または懲罰的損害 (利益または収益の損失を含むがこれらに限られない。) (本契約の条件に従い販売される本件製品に対する全額の支払いを除く。) につき、契約または不法行為のいずれに基づく行為であるかを問わず、一方当事者がかかる損害等の可能性を知らされていたとしても、予想可能であるか予想不可能であるかを問わず、他方当事者に対する責任を負わないものとする。データの喪失に起因する損害等は、間接的損害とみなされ、本第 6.4 項の適用の対象になるものとする。

7 保証

ヴァイサラは、本条件により、納品日から 12 か月間、本件製品すべてが仕上がりおよび材料の点において欠陥のない状態であることを表明し、保証する。但し、ヴァイサラのウェブサイト

<http://www.vaisala.com/en/contact/Pages/warranty.aspx> において記載される特定の件製品につき、それより長期の保証期間が適用可能である。長期保証のある本件製品の一覧は、ヴァイサラが随時の改定または調整をすることができる。ヴァイサラは、いずれかの本件製品が本条件に定められる期間内に仕上がりまたは材料において不適合であることが証明された場合、その他の救済を除き、当該不適合の本件製品またはその一部を無償で修理または自らの選択により交換するものとする。かかる修理または交換された本件製品は、納品日から 6 か月の保証期間を有し、当初の本件製品もしくはその一部と同じ条件を有するものとする。但し、当初の保証期間が 6 ヶ月の保証期間を超えない場合、当初の保証期間が適用されるものとする。ヴァイサラは、自らが選択するヴァイサラの施設または本件製品の存在する場所で、本件製品の修理を行う選択肢を有するものとする。本項に従い交換される不適合の本件製品は、処分のためヴァイサラの所有に属するものとする。

本保証は、以下の全ての条件が充足されたことを前提とする。

- ヴァイサラが、不適合の発生または顧客がそれを知った後 30 日以内に、何らかの不適合性の主張に関する立証のある書面による請求を受領していること。
- 不適合性が主張されている本件製品またはその一部が、顧客による適切な梱包および表示がなされた形で、ヴァイサラの適切な施設またはヴァイサラが書面により指定するその他の場所へ送付されること。但し、ヴァイサラが、本件製品のある現場において、本件製品を検品して、修理または交換を行うことに同意している場合はこの限りではない。
- 本件製品が保証期間内であること。

送料および保険のヴァイサラによる負担は、顧客が、ヴァイサラのウェブサイトに記載される、不適合の本件製品の返品につきヴァイサラが定める返品材料承認手続きに従うことを条件とする。

本保証は、不適合が以下により発生した場合には適用されない。

- 通常使用による損傷。
- 事故、盗難または破壊行為。
- 自然の力。
- 本件製品の不適切な使用、その他の不適合もしくは承認されていない使用、または本件製品の保管、保守または取り扱いにおける過失または過誤。
- 誤った設置もしくは組み立て、または本件製品の不補修もしくはその他ヴァイサラの補修指示の不遵守。これには、ヴァイサラが承認していない者が行った修理、設置、組み立てもしくは補修、またはヴァイサラが製造もしくは供給していないパーツの交換を含む。

DOC233428-A

f) ヴァイサラの事前承認のない本件製品の修正または変更およびその追加。

g) 顧客または第三者によるその他の要因。

前述の定めにかかわらず、ヴァイサラによる本保証に基づく責任は、顧客により提供された材料、設計または指示に起因するいかなる不適合性にも適用されないものとする。

本保証は、法律、制定法その他のいずれに基づくかを問わず、明示的または黙示的にかかわらず、全てのその他の条件、保証および責任に明示的に代わるものであり、これらを除外するものとする。かかる条件、保証および責任には、商品性または特定の目的への適合性の黙示的な保証、および本件製品に直接的または間接的に適用されうる、または起因する瑕疵または欠陥に関するヴァイサラまたはその代表者のその他すべての義務および責任で、本項により、明示的に解除、放棄および否認されるものを含むがこれらに限られない。ヴァイサラの本保証に基づく責任は、いかなる場合であっても、保証請求がなされる本件製品の請求額を超えてはならず、また、ヴァイサラはいかなる場合であっても、利益の損失またはその他の間接的、付随的、結果的、懲罰的、特別もしくは懲罰的損害に対する責任も負わないものとする。

8 輸出管理および遵守

(a) 本契約の対象技術は、本条件に基づき提供されるすべてのデータおよび物を含め、1979年輸出管理法(50 USC 2401-2410)、それに基づき公布された輸出管理規則(15 CFR 768-799)、国際武器取引規則(22 CFR 120-128 および 130)、および海外汚職行為防止法、ならびにそれらを継承および補足する法律および規制(以下、「輸出規制等」と総称する。)に基づく輸出目的での規制の対象となる。顧客は、顧客自ら、または、その取締役、役員、メンバー、管理者もしくは従業員または本取引において運送業者、荷受人、エンドユーザー、コンサルタント、代理人その他として直接関与する、顧客が知っている者もしくは事業者が、米政府の制限対象者リストに指定されていないことを表明する。かかるリストには、米商務省産業安全保障局の拒否者リスト(Denied Persons List)、法人リスト(Entity List)もしくは未証明者リスト(Unverified List)、米財務省海外資産管理室の特別指定国家及び封鎖者リスト(Specially Designated National and Blocked Persons List)または米商務省国防貿易管理局の禁止対象者リスト(Debarred Parties List)、あるいは顧客または本契約の対象となる本件製品もしくは関連技術の関与する取引に対して管轄権を有する国の制限対象者リストを含むがこれらに限られない。

顧客は、(1) 輸出規制等が、特定分類のデータ、物およびサービスの第三国および米国外の居住者(米国において合法的に労働する外国人を含む。)に対する輸入、輸出および移動に対して制限を課するものであること、(2) かかるデータ、物および/または関連サービスの輸出前に、米商務省および/または米商務省からの認可が必要となることもあること、ならびに(3) かかる認可が、かかるデータおよび物の使用および更なる開示に対して更なる制限を課するものとなることもあることを了解する。顧客は、本条件の対象技術の輸入、輸出、再輸出および使用に関連するすべての米国政府規制を遵守することに同意する。また、顧客は、本条件の対象技術の

輸入、輸出、再輸出および使用に関連する日本のあらゆる規則および規制を遵守することにも同意する。

顧客は、本件製品の輸出、輸入および使用に必要ないかなる輸出入の認可およびその他許可を取得する全責任を有するものとする。ヴァイサラは、すべての必要な輸出入の認可および許可が取得されるまでの間、本契約の履行を開始する義務を負わないものとする。

(b) 顧客は、顧客による本第8項の条項の不遵守および上記(a)項に定める表明違反の請求、裁判、訴えまたは告訴に起因する一切の請求、損害、裁判、法的措置または手続き(ならびにそれらから発生する費用、経費、罰金、過料および責任)に対して、ヴァイサラ、ならびにその取締役、役員、メンバー、管理者、従業員、コンサルタント、請負業者および代理人のそれぞれを免責し、防御し、補償するものとする。但し、顧客がヴァイサラから当該本件製品の輸出分類を請求し、ヴァイサラが正確な輸出分類を提供しない場合、前段の補償条項は適用されないものとする。本第8項に定める顧客による要件不遵守または表明違反は、本契約の重大違反になるものとする。

9 一般条項

9.1 不可抗力

いずれの当事者も、不可抗力事由に起因する、納品遅延または自らの義務の誠実な履行の不履行に対して責任を負わないものとする。不可抗力事由は、両当事者の制御範囲を超える事由であり、以下を含むがこれらに限られない: ストライキもしくはその他の産業もしくは労使紛争、火災、洪水、砂嵐またはその他の自然災害、天災、暴動、戦争、総動員、輸入、輸出、通貨の制限もしくは禁輸、連邦、州もしくは地方政府当局の法律、規制もしくは作為(もしくは不作為)に起因する状況、輸送中の交通、港もしくは空港の渋滞、遅延もしくは事故、停電、通信障害、テロ行為、大規模な致命的疾病、労働者、材料、電力、燃料もしくは輸送の手段の不足、またはその他類似の事態(いずれか当事者またはその供給者もしくは下請業者のいずれかに影響を与えるかを問わない。)、またはいずれかの当事者の合理的な制御範囲を超えるその他の理由もしくは状況。

不可抗力事由の影響を受けた当事者は、他方当事者に対して、商業上合理的に速やかに書面により通知を行うものとする。各当事者は、6ヶ月を超えて本第9.1項に基づき本契約の履行が停止される場合、他方当事者に対して書面により通知を行うことにより、本契約を解除する権利を有するものとする。

9.2 譲渡

いずれの当事者も、本契約または本条件に基づく権利もしくは義務の全部または一部を譲渡または移転することは認められない。但し、他方当事者の書面による承認がある場合、およびヴァイサラに関して、ヴァイサラグループ会社に対する譲渡または移転の場合を除く。かかる承認は不合理に留保してはならない。本第9.2項に違反した譲渡の意図は、無効とする。

9.3 権利非放棄

本契約に基づくいかなる権利の不履行も、その将来の履行またはその他の権利の放棄とはみなされない。

9.4 可分性

本契約のいずれかの条項が違法、無効または執行不可能とされた場合、かかる条項は、当事者らの意図を達成できるように最大限認められる範囲で執行され、残余条項の有効性、適法性および執行可能性は、当該条項を執行し続けることにより当事者らの意図を妨げる場合を除き、一切の影響を受けず、または害されない。

9.5 気象予報および評価の性質

当事者らは、顧客が気象予報および／または評価のデータを購入している場合、気象予報および評価が不確実な科学に基づくものであること、ならびに本契約に基づき提供される予報および評価には誤りが含まれ得ることを了解する。本件製品に含まれる、または本件製品により提供される内容またはデータの使用または適用は、本件製品の使用者自らの単独責任によるものとする。当該使用者は、当該本件製品の使用または適用に関してすべての責任および義務を引き受けるものとする。

9.6 廃電気の処分

顧客は、本件製品に起因または由来するすべての廃電気電子機器（WEEE）および梱包材を収集し、適切に処分する責任を有するものとする。

9.7 本件製品の貸し出し

ヴァイサラは、自らの裁量により、評価および合意されたその他の目的のために、合意された期間、顧客に対して本件製品を貸し出すことができる。すべての本件製品の貸し出しは本条件に従うものとする。かかる本件製品は、いかなる時点でも、ヴァイサラの財産であって、顧客は、第 6.2 項に従い、顧客の監督管理の下にある間、本件製品に関するいかなる損失または損害について、ヴァイサラに対して補償するものとする。

9.8 解除

一方当事者に関して、破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算手続き開始もしくはその他の支払不能に関する法的手続きまたはそれらに類似する私的整理手続きにつき請求が開始された場合、他方当事者は、その他の権利または救済を害することなく、書面による通知をもって直ちに本契約を解除することができる。

一方当事者が本契約の重大な違反を犯し、通知を受けてから 30 日以内に当該違反を治癒しない場合、非違反当事者は本契約を解除することができる。

解除の場合、ヴァイサラは、納品済みの本件製品および仕掛品に対する支払いを受ける権利を有するものとする。

9.9 準拠法および紛争解決

本契約は、法律規則の抵触にかかわらず、日本の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとする。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用が除外されることを明示的に合意する。

当事者らは、本契約に関連または起因するいかなる紛争も、まず、誠実な交渉により解決するよう試みるものとする。当事者らは、交渉により紛争を解決することができない場合、日本の東京地方裁判所が、本契約またはその違反に起因または関連するすべての請求または紛争に対する専属管轄権を有することに合意する。